

(別添)

ラベル表示・SDS等交付の義務対象物質に関する労働安全衛生法関係法令の見直しの検討に係る意見聴取について

ラベル表示・SDS等交付の義務対象物質について、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条を改正し、以下のとおり対象物質の追加等を行う。

- (1) 別表1に掲げる物質を労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）別表第2に追加し、別表1に掲げる物質及びこれらを含む製剤その他の物を譲渡し、又は提供する者に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項に基づく名称等の表示及び法第57条の2第1項に基づく文書の交付等の措置を義務付ける（令和9年4月施行予定）。
- (2) 別表2に掲げる物質を別表第2から削除する。